

平成26年7月22日

綾瀬市教育委員会 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会長 永山茂樹



綾瀬市立小・中学校防犯カメラの運用事務に係る本人以外からの収集及び本人通知の省略並びに目的外の利用又は提供及び本人通知の省略について（答申）

平成26年6月6日付けで、諮問のあった件について、次のとおり答申します。

1 本人以外からの収集及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

なお、この事務の実施に当たり、個人情報の保護について十分認識するとともに、個人情報の厳正な管理等について万全を期していただくよう要望します。

(2) 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条の規定により、原則として個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的のために必要な限度を超えないものとしなければならないが、例外として本人以外から収集することが認められることについて定める同条第3項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため審査会に諮問されたものです。

(3) 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性）

児童・生徒の安全を確保するための手段として、防犯カメラを設置することは、犯罪抑止効果及び侵入者による破壊行為から学校施設を守る効果が期待できます。また、学校施設の利用者数は市内児童・生徒の人数だけで7千人を超え、通知を要する対象者が大量で、犯罪発生時の情報を本人から収集することは困難である

ことから、本人以外からの収集について本審査会に意見を求めるものです。

#### (4) 審査会の判断

本件における個人情報の取扱いについては、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号に規定する本人以外からの収集に該当するものであるが、本件事務は、児童・生徒の安全を確保するための手段として、防犯カメラを設置することによる犯罪抑止効果と侵入者による破壊行為から学校施設を守る効果を目的としていると思料されます。また、この事務の防犯カメラにより撮影・保存された画像の保存期間については短期間であること、撮影の範囲は、学校敷地内のみ限定していることなど、個人情報の取扱いについて細心の注意が払われていることが伺えます。また、同事務の運用に当たっては、教育関係者、保護者、住民などにも周知するなど、その取扱いに十分な配慮がなされることが伺い知れるため、審査会の際、示された綾瀬市立小中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱により運用することは、相当の理由が認められる。以上のことから当該本人の権利利益を不当に侵害するものには当たらないと判断し、(1)の審査会の結論に至ったものです。

## 2 目的外の利用又は提供及び本人通知の省略

### (1) 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

なお、この事務の実施に当たり、個人情報の保護について十分認識するとともに、個人情報の厳正な管理等について万全を期していただくよう要望します。

### (2) 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第10条の規定により、原則として個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて、市の機関の内部若しくは市の機関相互において、当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないが、例外として利用又は提供が認められる場合について定める同条第1項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため審査会に諮問され

たものです。

(3) 実施機関の主張（保有個人情報の目的外の利用又は提供する理由及び必要性）

学校敷地内への不法侵入や学校施設の破壊行為が行われた場合、その行為のあった日時、その態様等が保存された画像情報を法令に定めがある場合などにデータを提供する等により、捜査機関の事件解決に協力が可能となり、同時に犯罪抑止の効果も期待できることから、児童・生徒の安全確保のための対策として公益上の必要性があるため、目的外の利用又は提供について本審査会の意見を求めるものです。

(4) 審査会の判断

本件における個人情報の取扱いについては、綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号に規定する目的外の利用又は提供に該当するものであるが、本件事務は、学校敷地内への不法侵入や学校施設の破壊行為が行われた場合、その行為のあった日時、その態様等が保存された画像情報を法令に定めがある場合などにデータを提供する等により、捜査機関の事件解決に協力が可能となり、同時に犯罪抑止の効果も期待できることから、児童・生徒の安全の確保に繋がると思料されます。また、目的外の利用又は提供をするに当たっては、慎重かつ適正な取扱いが図られるなど、その個人情報の取扱いに十分な配慮がなされることが伺えます。以上のことから当該本人の権利利益を不当に侵害するものには当たらないと判断し、（1）の審査会の結論に至ったものです。